

## 政府の派遣法「改正」案に反対し、 労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを要求する声明

### 一 どうてい容認できない政府の「改正」案

政府は、11月4日、第170回国会（臨時会）に労働者派遣法「改正」案を提出した。この間、偽装請負や日雇派遣等に明らかな、違法と無権利が横行する労働者派遣に対して、国民の批判が大きく広がっている。政府の「改正」案は、国民の批判にこたえるとして日雇派遣の禁止等を打ち出しているが、それは、次に明らかなように、規制の面で極めて不十分であるだけでなく、新たな規制緩和を推し進める改悪規定を含んでおり、どうてい容認できないものである。

- 1 「日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者」の派遣を禁止しているが、これでは、日毎に職場を変わる日々派遣やスポット派遣は禁止されていない。しかも、上記派遣の禁止対象業務について、政令で広範な例外を認めることを可能にしている。さらに、30日超の雇用に基づく派遣であっても、不安定なこま切れ派遣が可能になることには変わりはない。
- 2 派遣の仕事がある時のみ派遣元に雇用される登録型派遣は、何ら規制せず、全面的に認めており、派遣元に対して、常用型派遣労働者への転換等の努力義務を課しているだけである。
- 3 派遣労働者の賃金決定について、派遣先の同種の労働者との均等待遇原則を採用せず、「同種の業務に係る一般の賃金水準その他の事情を考慮」することを求めているだけである。
- 4 違法派遣があった場合、「みなし雇用」を採用せず、「厚生労働大臣が派遣先に対して労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる」とするにとどめている。
- 5 マージン率の上限規制をせず、派遣元の事業所におけるマージン率の平均を明らかにすることを求めているだけである。
- 6 人件費削減の目的で行われる親会社等の関係派遣先への労働者派遣について、派遣元が関係派遣先に派遣できる人員の割合を8割まで認めている。これでは、労働者派遣法における「専ら派遣」禁止の趣旨は無に帰してしまう。
- 7 常用型派遣について、派遣先が、労働者派遣契約の締結に際し、事前面接等の派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことを認めている。  
これは、「派遣労働者の選定は派遣元が行うことであり、派遣先が関与してはならない」との労働者派遣法の原則を否定する改悪であり、派遣先が派遣労働者の受け入れにあたって恣意的な差別、選別をすることを許すことになる。
- 8 専門業務に従事する常用型派遣労働者について、派遣期間が3年を超えた場合の派遣先の雇用契約申込み義務を撤廃している。

これでは、専門業務に従事する常用型派遣労働者は派遣先の直接雇用に移行する道を永久に閉ざされ、臨時的・一時的なものである労働者派遣が

常用雇用を代替することを無制限に許すことになる。

以上のとおり、政府の「改正」案は、派遣労働者の保護に何ら寄与しないばかりか、常用型派遣について事前面接等の特定行為を認め、専門業務に従事する常用型派遣労働者について派遣先に直接雇用される機会を奪うという、労働者派遣法の最低限の原則さえも否定する改悪を含んでおり、およそ容認できるものではない。

## 二 私たちの求める改正内容

私たちは、真に労働者保護の名に値する労働者派遣法に抜本改正することを求め、次のように労働者派遣法を改正することを要求するものである。

- 1 労働者派遣は、「臨時的・一時的なものであり、常用雇用代替にしてはならない」との原則を明記すること  
派遣受入期間の上限は、専門業務、一般業務とも、1年とすること
- 2 日雇派遣は、ただちに禁止すること
- 3 登録型派遣は、現行の専門26業務を見直し、賃金や安全衛生などの労働条件上の不利益が及ぶ危険の少ない業務に厳しく制限すること
- 4 一般業務（非専門26業務）の派遣は、本来禁止することがのぞましいが、過渡的に存続を認める場合でも、常用型派遣に限定すること  
一般業務の中でも、「物の製造の業務」の派遣は、ただちに禁止すること
- 5 紹介予定派遣は、廃止すること
- 6 派遣元が親会社等の関係派遣先に5割以上の人員を派遣することを「専ら派遣」として禁止すること
- 7 派遣労働者の賃金について、派遣先に直接雇用される同種の労働者との均等待遇をはかること
- 8 適用除外業務への派遣、期間制限違反、無許可・無届派遣、偽装請負等の違法派遣があった場合、直接雇用を希望する労働者について、「派遣先との間に期間の定めのない労働契約が成立したとみなす」こと
- 9 派遣元が取得するマージン率の上限規制を行うこと

## 三 まとめ

現在、アメリカ発の不況と利益の減少を理由にして、トヨタ、日産をはじめとする大企業は、大量の派遣労働者の切捨て＝解雇を強行しようとしている。大企業は、偽装請負等の違法派遣で派遣労働者を酷使し、莫大な利益をあげた上に、今また派遣労働者を切り捨てて利益をあげようとしている。このような事態を目の当たりにするとき、労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正することは緊急の課題である。

自由法曹団は、政府の派遣法「改正」案に反対し、国会が一刻も早く労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを要求するものである。

2008年11月17日

自由法曹団  
団長 松井 繁明